

わが国の決済システムの現状と変化（中）

土 橋 敏 光

目 次

まえがき

9 現金決済と振替え決済の比較

(1) 現金決済

(2) 振替え決済

10 わが国の決済システム

11 わが国の現金決済システム

12 わが国の振替え決済システム

〔A〕 個別決済システム

〔B〕 集中決済システム

〈a〉 手形交換制度

〈b〉 銀行協会磁気テープ交換制度

〈c〉 文書交換制度

〈d〉 内国為替決済制度（テレ為替，MTデータ伝送）—全銀システム—

〈e〉 内国為替決済制度（交換振込み，メール振込み）

〈f〉 外国為替円決済制度（外為円決済制度）

〈g〉 日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）

まえがき

本稿は拙稿〔38〕の続きである。そこでは、決済システムの構成と決済リスクの内容について一般論的な考察を行った。本稿では、現金決済と振替え決済の比較を行った後、わが国の主要な決済制度について、その仕組みと経緯、そしてシステム・リスク対策の内容等について簡単に説明する。

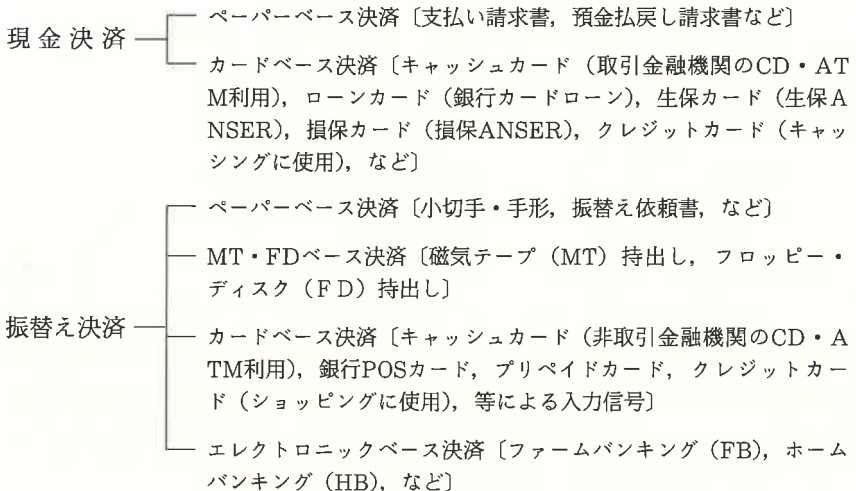
9 現金決済と振替え決済の比較

決済は参加する債権者・債務者が2人かそれとも3人以上か、決済案件が1件ごとあるいは一括して決済されるか、により次のように区分される。

- ①個別決済方式…複数の債権・債務関係が1件ごとに決済される方式。
- ②集中決済方式（一括決済方式）…複数の債権・債務関係が一定期間分一括して集中的に決済される方式。これには、相対的集中決済と多角的集中決済の2方式が区別される。
- ③相対的集中決済方式（双務的集中決済方式）…2人の債権・債務関係の当事者間で行われる集中決済方式。
- ④多角的集中決済方式…3人以上の債権・債務関係の当事者間で行われる集中決済方式。

決済はまた、決済手段が現金であるか決済性預金であるかによって現金決済と振替え決済（キャッシュレス決済）に区別され、さらに支払い指図手段が何であるかによって下の4つに分類される（図表8）。

図表8 決済の種類



わが国の決済システムの現状と変化（中）

図表9 現金決済と振替え決済の比較

	現金決済	振替え決済
取引金額	小口決済	大口決済
決済参加者	債権者，債務者	債権者，債務者，銀行
メリット	①汎用性がある。 ②ファイナリティ（支払い完了性）がある。 ③匿名性がある。 ④強制通用力がある。	①搬送リスクがない。 ②決済コストが小さい（決済事務の効率化）。 ③情報・データの収集ができる。
デメリット	①搬送リスク（盗難，紛失など）がある。 ②決済コスト（デリバリー・コスト，ハンドリング・コスト）が大きい。 ③保有コスト（過失利子）がかかる。	①決済リスクがある。 ②汎用性に制限がある（営業時間内，当事者が口座をもつこと，当事者双方の合意が前提，等）。
取引種類	消費取引，小口の企業取引	金融取引，企業取引

(1) 現金決済

中央銀行券（現金通貨，金融機関の手元現金）による資金決済のことを現金決済という。現金決済の特色を振替え決済と比較してみると，図表9のようになる。

① 中央銀行券はファイナリティのある決済手段であるから，現金受渡しによるペイメントはそのままセトルメントとなる。このことは，ペイメントとセトルメントの間（インターバンク決済ラグ）に未決済残高が存在する余地はないから，その期間の決済リスクはないことを意味する。

② 現金決済の分野においても，決済コストを削減する働きが近年強まっている。従来，現金決済の分野においては，支払い指図手段としてもっぱら口頭による支払い請求，支払い請求書，預金払戻し請求書などのペーパーが用いられていた（ペーパーベース決済）。近年，CD・ATMのオンライン提携網が業

態を越えて拡充され、全国至るところからキャッシュカードを使って預金引出しができるようになった(カードベース決済)。ある調査によれば、「CD・ATM利用による現金引出し(預入れ)が78%、窓口での引出し(預入れ)が31%」となっている。¹⁰⁾ また、生保ANSERでは生保カードを、損保ANSERでは損保カードを使って、預金口座への自動振込みができる。

(2) 振替え決済

振替え決済とは、中央銀行券ではなく決済性預金—中央銀行当座預金と民間銀行決済性預金—を用いて、その口座振替えによって資金決済を行うことをいう。銀行の決済サービスは為替業務と密接に結びついている。すなわち、決済情報の伝達は為替通知によって行われる。

「支払い指図手段は何か」という観点から振替え決済をみると、次の4つに区分することができる。

- (イ) ペーパーベース決済
- (ロ) MT・FDベース決済¹¹⁾
- (ハ) カードベース決済
- (ニ) エレクトロニックベース決済

これら4つの振替え決済方式を、(i) 支払い指図の情報伝達方式、(ii) 情報処理方式、(iii) 使用される支払い指図手段、(iv) その方式にのっとった資金決済制度、という諸点において比較対照したものが、図表10「4つの振替え決済方式の比較」である。

10 わが国の決済システム

わが国の決済システムは非常に複雑で混み入っている。その理由は4点ある。

- ① 支払い指図手段が数多くあり、しかも1つの支払い指図手段に対してそ

10) 金融情報システムセンター(編)〔8〕, p.124.

11) 従来、「ペーパーレス決済」と呼ばれていたが、カードベースおよびエレクトロニックベースもペーパーレスなので、このように呼ぶことにする。

れを使用して資金決済ができる決済方式がいくつかある。つまり、1つの支払い指図手段に対して、決済制度あるいは決済システムは1つではなく複数存在するのである。

② いくつかの決済制度があり、各決済制度において利用できる支払い指図手段および支払い指図手続きは複数ある。

③ 1つの決済システムを採り上げてみても、(i) 決済関連データ交換（メッセージ交換）の制度あるいはシステム、(ii) 資金受渡しの制度あるいはシステム、そして(iii) 決済に使用される決済手段の種類、の3つの組合わせパターンは単一ではなく複数ある。

④ 決済ニーズを引き起こす決済事由——取引あるいは贈与、納税——を採り上げると、1つの取引に対して利用できる決済方式——すなわち、支払い指図手段および支払い指図手続き——が複数あるということも、わが国の決済システムを複雑にさせる要因である。顧客の立場からは代替的な決済方式の並存は選択肢の多様化につながり好ましいが、決済システムは複雑になる。

このようなことで、わが国の決済システムを網羅して体系的に説明することは、紙幅の制約もあり不可能なので、以下では主要な確立された決済制度について略説することにする。それらは主にインターバンク決済制度である。近年、決済システムにおいて生じている変化——それらはペイメント・システムにおいて著しい——については後でふれる。

11 わが国の現金決済システム

わが国の資金決済システムは、下記のように整理できる。

- 〔1〕 現金決済システム
- 〔2〕 振替え決済システム
 - (A) 個別決済システム
 - (B) 集中決済システム（一括決済システム）

現金決済システムは、

- ① 日本銀行による日本銀行券の供給方式

図表10 4つの振替え決済方式の比較

決済方式	情報伝達方式	情報処理方式	支払い指図手段	決済システム
ペーパーベース決済	現物受渡し (ペーパー)	手作業または 機械	小切手・手形 振替依頼書 文書為替(メール振込み ^{*1} , 交換振込み) 振込み依頼書(一括振込み, 給与振込み, 個別振込み, 納税など) 送金小切手	手形交換制度 文書交換制度 郵便振替え制度
MT・FDベース決済	現物受渡し (MT, FD)	コンピュータ	MT持出し, FD持出し (一括振込み, 給与振込み)	MT交換制度
カードベース決済	カードと カードリーダー (電子信号)	コンピュータ	キャッシュカード(非取引金融機関の CD・ATM利用), プリペイドカード, クレジットカード, 銀行POSカード, 生保カード(生保ANSER) ^{*5} 損保カード(損保ANSER) ^{*5}	CD・ATMネットワーク
エレクトロニックベース決済	端末機 入力 (電子信号)	コンピュータ	ファームバンキング(FB) ^{*2} 共同セクター方式CMS ^{*3} ホームバンキング(HB) ^{*4} テレ為替・MTデータ伝送	全銀システム 日銀ネット

注)

- * 1 メール振込みの資金決済は全銀システムを通じて行われる。
- * 2 ファームバンキングのサービス内容—決済サービス関連のもののみ—
 - ① 一括オンラインデータ伝送（総合振込み、給与振込み、預金口座振替、納税など）
 - ② 即時資金移動、振込み予約、都度指定振込み
 - ③ 通知連絡、照会
 - ④ 社内経費キャッシュレス、売掛金消し込み、給与計算
 - ⑤ 資金集中サービス
- * 3 共同センター方式CMSのサービス内容—決済サービス関連のもののみ—
 - ① 一括データ伝送（総合振込み、給与・賞与振込み、預金口座振替え、一括支払いシステム取引明細）
 - ② マルチバンクレポート
 - (i) 預金関係（振込み金通知、入出金取引明細、前日残高通知など）
 - (ii) 融資関係（借入れ金計算書、借入れ金残高明細など）
 - (iii) 外為関係（輸出手形買取り、仕向送金取組み、利息・手数料一括請求など）
- * 4 ホームバンキングのサービス内容—決済サービス関連のもののみ—
 - ① ホームショッピング
 - ② 残高照会
 - ③ 振込み
- * 5 生保ANSER・損保ANSERの決済関連

生保、損保は決済サービスの提供者ではないが、金融取引の当事者として決済関連のサービスを行っている。

 - ① 契約者貸付金借入れ
 - ② 積立配当金引出し
 - ③ 給付金・保険金引出し
 - ④ 個人ローン借入れ

これらについては、カードを利用して指定の預金口座に自動振込みができる。

② 個人の消費決済、企業の小口決済における現金による支払慣行

③ CD・ATMオンライン・ネットワーク

などより構成される。このうち、①は決済システムの問題としてよりむしろ、「現金供給管理」の問題として取り扱われるべき性質のものである。¹²⁾ ②は現金需要の問題である。現金にかかわる決済リスクとして搬送リスク（デリバリー・リスク）があるが、システム・リスクとの関わりとは薄いといってよい。¹³⁾ ③のCD・ATMネットワークは、顧客が取引金融機関のCD・ATMを利用して預金引出しを行う場合には現金決済システムとなるが、顧客が振込みを行う場合あるいは非取引金融機関のCD・ATMを利用して預金引出しを行う場合には、振替え決済システムに関わってくる。

12 わが国の振替え決済システム

振替え決済システムは個別決済システムと集中決済システムに区別される。大勢は集中決済システムであるが、決済システム・リスク対策上、近年、個別決済システムのメリット——未決済残高の削減に資する——が注目されている。両者の特徴を比較すると、図表11のようになる。

〔A〕 個別決済システム

決済を1件ごとに個別に行う方式を「個別決済方式」という。この決済方式は、一般に、

㉑大口の決済、

㉒迅速性を要求される決済、

において用いられる。わが国では、① コール、手形売買取引、② 生保、証券会社などの機関投資家の国債ディーリング取引、③ CD、CPなど短期金融

12) 将来、カード形式の現金が発行されるようになるかも知れない。その際には、セキュリティ対策をはじめ新たな問題がでてこよう。

13) 日銀調査月報の〔24〕は、流通システムの観点から現金および現金決済の問題を検討している。

図表11 個別決済と集中決済の比較

特徴 \ 種類	個別決済	集中決済 ^{*1}
当事者	2人	多数（3人以上） ^{*2}
債権・債務関係	1件	複数
取引種類	証券取引に多い	実物取引，金融取引
クリアリング機関	存在しない	存在する ^{*2}
ネットィング	なし	あり
約定・決済ラグ	短い	長い
1件あたり決済金額	極めて大	大，小いろいろ
単位あたり決済費用	大	小

注）*1 多角的集中決済のケースを想定している。

*2 相対的集中決済では，当事者は2人でクリアリング機関は存在しない。

市場取引，④ 東京外為市場での円・ドル取引の当日決済分，などの決済において，個別決済方式が用いられている。

支払い指図手段に，(イ) 日銀小切手を用いるペーパーベース決済，(ロ) 日銀ネットを利用するエレクトロニックベース決済，の2方法がある。図4を見ながら，両者の決済システムについて説明しよう。¹⁴⁾

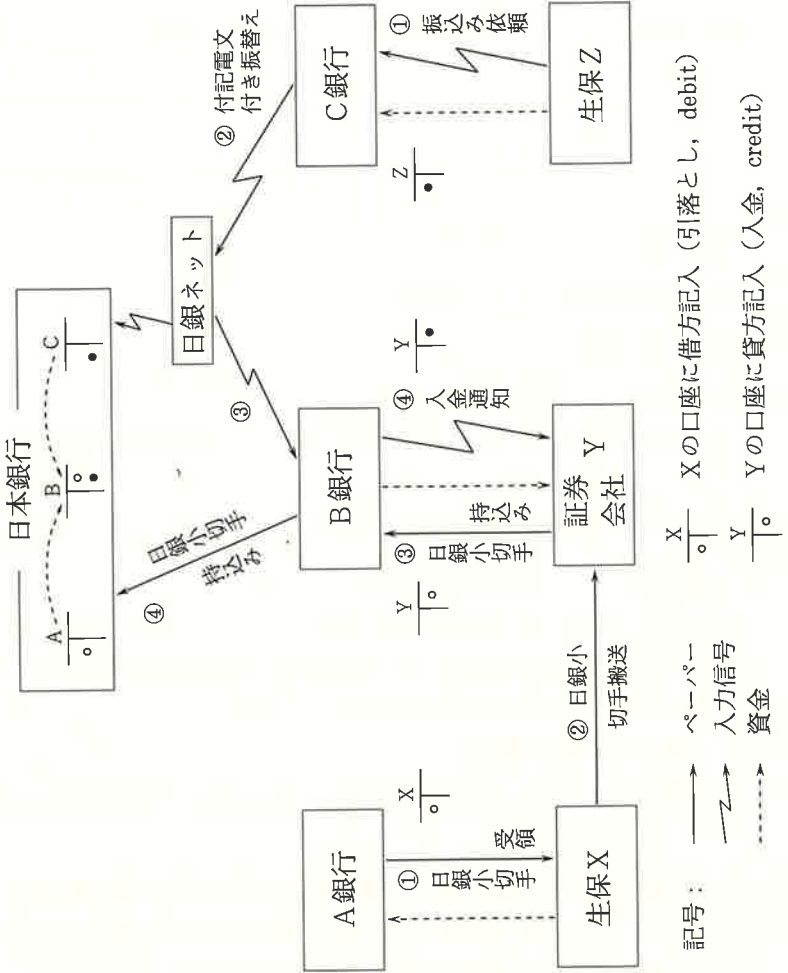
(イ) 日銀小切手利用の場合

- ① 生命保険会社（X）は，取引先銀行（A）にでかけ，自己の預金を引き落として，日銀小切手を受領する。¹⁵⁾
- ② 生命保険会社（X）は，日銀小切手を証券会社（Y）に搬送する。
- ③ 証券会社（Y）は取引先銀行（B）に日銀小切手を持ち込み，自己の預金勘定に入金を依頼する。取引先銀行（B）はYの口座に入金する。

14) 図4とその説明については，日銀レポート〔20〕の（図表9）を参照した。

15) ここでいう日銀小切手は，日銀を支払い場所として銀行によって振り出された小切手のことである。

図4 個別決済システム——日銀小切手と日銀ネット——



- ④ 取引先銀行（B）は日銀小切手を日銀に持ち込む。日銀はA行の当座預金勘定から引き落とし、B行の当座預金勘定に入金する。

（ロ）日銀ネット利用の場合

- ① 生命保険会社（Z）は、取引先銀行（C）に対して、自己の預金引落としと銀行（B）にある証券会社（Y）の預金口座への送金を依頼する。
- ② C銀行は生命保険会社（Z）の預金口座から引き落とし、日銀ネット端末機を操作して口座振替え依頼の情報を伝送する。
- ③ 日銀はC銀行の入力指し図により、C行からB行への当座預金振替えを実施する。それと同時に、C行の入力情報はB行に伝送され、B行は証券会社（Y）の預金口座へ入金する。
- ④ B行は証券会社（Y）へ入金を通知する。

〔B〕 集中決済システム

集中決済では多角的集中決済と相対的集中決済が区別されることは既述した。わが国の振替え決済システムは、他の先進国と同様に、多角的集中決済システムとなっている。相対的集中決済システムは、外国為替決済においてかつて盛んに行われていたが、現在は例外的に一部行われているに過ぎない。

多角的集中決済システムでは、クリアリング機関が存在しており、支払い指図手段を初めとして決済情報の集中的な収集・伝達・処理を行っている。¹⁶⁾

〈a〉手形交換制度

手形交換制度は、企業や個人等が振り出した小切手・手形（期日到来分）などを持ち込まれた銀行が、所属する地区の手形交換所（clearing house）に他行払いの小切手・手形等を持ち出して相互に交換し合い、各銀行ごとの受取り額（持出し手形の金額）と支払い額（持帰り手形の金額）との差額——手形交

16) 以下で説明する手形交換制度、内国為替決済制度（全銀システム）、外国為替円決済制度、日銀ネットの要領よい説明は、日本銀行金融研究所〔39〕, pp.91-112で与えられている。

換戻 (clearing balance) という¹⁷⁾—を計算した上で、日本銀行預けの当座預金 (手形交換所勘定) を用いて、支払い超の銀行 (ネット負け行) から受取り超の銀行 (ネット勝ち行) へと資金振替えを行う多角的集中決済制度である。¹⁸⁾

図5は手形交換制度の仕組みを表したものである。手形交換制度の概要は次の通りである。¹⁹⁾

① 手形交換所が開設される以前は、銀行の取立て係が他行を巡回して、手形・小切手等の代金の回収を行っていたといわれている。

わが国で最初の手形交換所は大阪手形交換所で、明治12年12月に開設された。また、明治20年12月には東京手形交換所が開設された。1994年9月末現在、全国に707の手形交換所がある。内訳は、指定手形交換所182カ所、私設手形交換所525カ所である。運営は各地の銀行協会によってなされている。全国手形交換高の内訳 (平成4年度) は、東京 (件数36.2%, 金額81.8%), 大阪 (件数15.8%, 金額8.4%), 名古屋 (件数7.7%, 金額3.1%), その他 (件数40.3%, 金額6.7%) となっている。

② 参加金融機関は、平成6年9月末現在、570行、(直接交換134行、代理交換436行)、6,863店舗である (東京手形交換所の場合)。

参加金融機関 < 加盟銀行…(i) 社員銀行, (ii) 準社員銀行, (iii) 客員銀行
代理交換委託金融機関

参加金融機関には、①加盟銀行と②代理交換委託金融機関、がある。加盟銀行は直接に手形交換に参加し (直接交換方式)、代理交換委託金融機関は、直接交換金融機関に交換事務を委託することによって間接的に参加する (代理交換方式)。

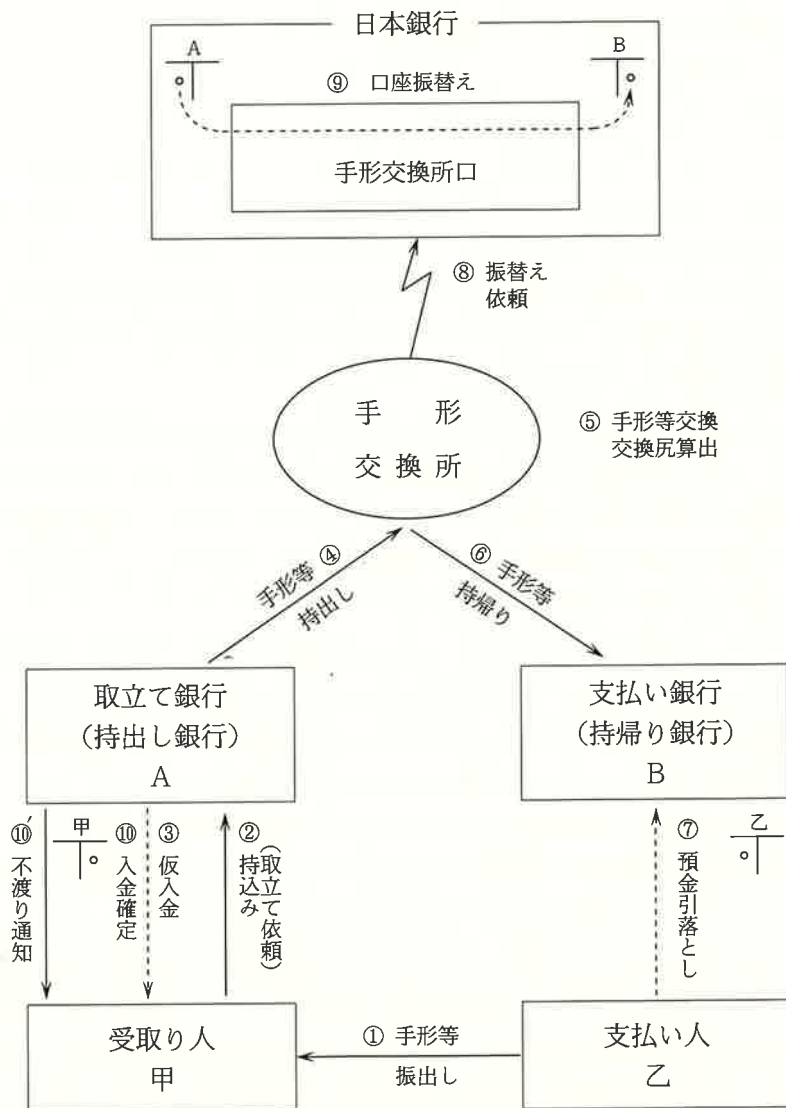
加盟銀行には、(i) 社員銀行, (ii) 準社員銀行, (iii) 客員銀行 (日本

17) 勝ち負け戻 (ネット戻, net balance) とも呼ばれる。

18) 手形・小切手代金の回収方法として、①支払い金融機関に直接呈示して回収、②自己の取引金融機関に預金として入金、③代金取立ての依頼を実施、から考えられるが、①のケースは稀で、②、③が多い。②、③のケースでは手形交換所を通じて交換決済が行われる。

19) 手形交換制度、MT交換制度については宮地・柴崎・井上 [42] が詳しい。

図5 手形交換制度の仕組み



銀行と郵便局)、の区別がある。日銀と郵便局が加盟銀行として参加しているのは、日銀や郵便局を支払い場所とする証券が存在しており、それらの証券を手形交換所で交換決済した方が便利がよいからである。

③ 手形交換方式

現在、行われている手形交換方式は2つある。

(i) 一つは「立会い交換制度」とよばれるもので、一定の時刻に加盟銀行が集まって、相互に手形・小切手等の現物を交換し合うものである。手形等の相手銀行別の仕訳は持出し銀行が行う(銀行分類手形)。この方式を1歩合理化したものとして、銀行別に専用ロッカーを設け、持出し銀行が相手銀行別に仕訳した手形等を投入していき、全行が投入し終わった後持帰り銀行が自行分の手形等を持ち帰るという方式もある。

(ii) もう一つは「集中交換制度」で、昭和46年7月から東京手形交換所で実施している。この制度では、各金融機関が行っていた持出し手形の分類・集計等の事務を、手形交換所が代わりにコンピュータを用いて行う(交換所分類手形)。これは、MICR(磁気インク文字自動読取り, magnetic ink character recognition)印字の手形が採用されたことにより、リーダー・ソーター・コンピュータ(reader-sorter computer)による情報の読取り、仕分け、処理が可能になったためである。MICR印字されていないものやMICR印字されているが損傷が激しいもの(ロッカー投入方式による仕分け)、そして前日の夜間交換で処理されたもの(立会い交換方式)は、銀行分類手形である。

④ 手形交換所で交換取立てができるものは、「金額が確定した証券であり、当該銀行において領収すべき権利が明らかなもの」とされている。通常、手形交換に回されている証券は次のようなものである。

(i) 銀行支払い証券…小切手(当座小切手, 送金小切手, 自己宛て小切手)、手形(約束手形, 為替手形)、日銀再割引手形、利札、配当金領収書、債券(地方債, 社債)、譲渡性預金証書、振込み金交換依頼請求書(内国為替の交換振込み)、振込み金交換請求依頼書(代理事務における配当金振込み、各種公的年金振込み)、手形代り金支払い通知書、手形代り金請求依頼書、資金請求依頼書(提携ベースの給与振込み)、銀行間の各種領収書(外国為替業務)、な

ど。

(ii) 郵便局関係支払い証券…郵便為替証書（普通為替証書，電信為替証書，定額小為替証書，外国郵便為替証書），郵便振替払出し証書，郵便振替支払い通知書，郵便小切手など。

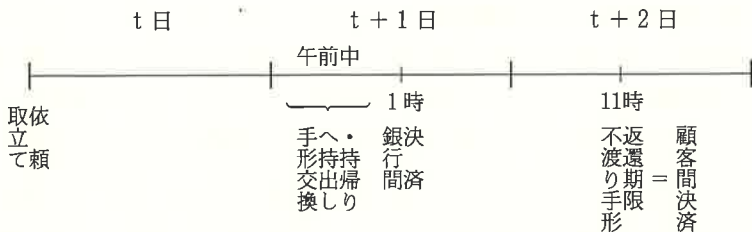
(iii) 日本銀行支払い証券…日銀（当座預金）小切手，政府小切手，日銀自己宛て小切手，合衆国軍振出し小切手，日銀預け金勘定小切手（国際金融機関，外国の中央銀行），国債元利金支払い領収書，国庫送金通知書など。

(iv) 証券ではないが，金融機関受入れの歳入金。

⑤ 銀行間決済は同日決済（交換戻時点の午後1時）である。これに対して，顧客間決済は翌日決済（午前11時）である。というのは，手形持込みの当日における入金は一時的なものであり，ファイナリティ（受取り手完了性，receiver finality）を持たないからである。翌日午前11時の不渡り手形返還期限においてはじめて，手形の取立ては完了する——つまり，ファイナリティ（受取り手完了性）をもつ。²⁰⁾

手形等の取立てプロセスを図示すると，次のようになる。

図表12 手形取立てプロセス



20) ファイナリティ（完了性）は3種類に分類できる。決済完了性（支払い完了性，settlement finality），受取り手完了性（receiver finality）そして送り手完了性（sender finality）の3種である。時々，混同が見られるので，注意が肝心である。詳しくは，磯部等〔1〕，pp.123f.を参照されたい。

顧客間決済が銀行間決済より遅い理由は、顧客から銀行への決済資金の入金が確定する時点が遅く、取立て依頼のあった日の翌々日の午前11時の不渡り手形返還期限の時点だからである。全銀システム利用の振込みの場合には、振込み依頼のあったその時点において顧客から銀行へ決済資金が引き渡される——現金手渡しあるいは預金引落としによる——から、その振込依頼の時点で資金は振込み先の受取り人に解放されるのである。顧客への資金解放と銀行への資金入金（確定）が同時であるという点では、手形交換制度と全銀システムの振込み制度は同じである。

⑥ システム・リスク対策

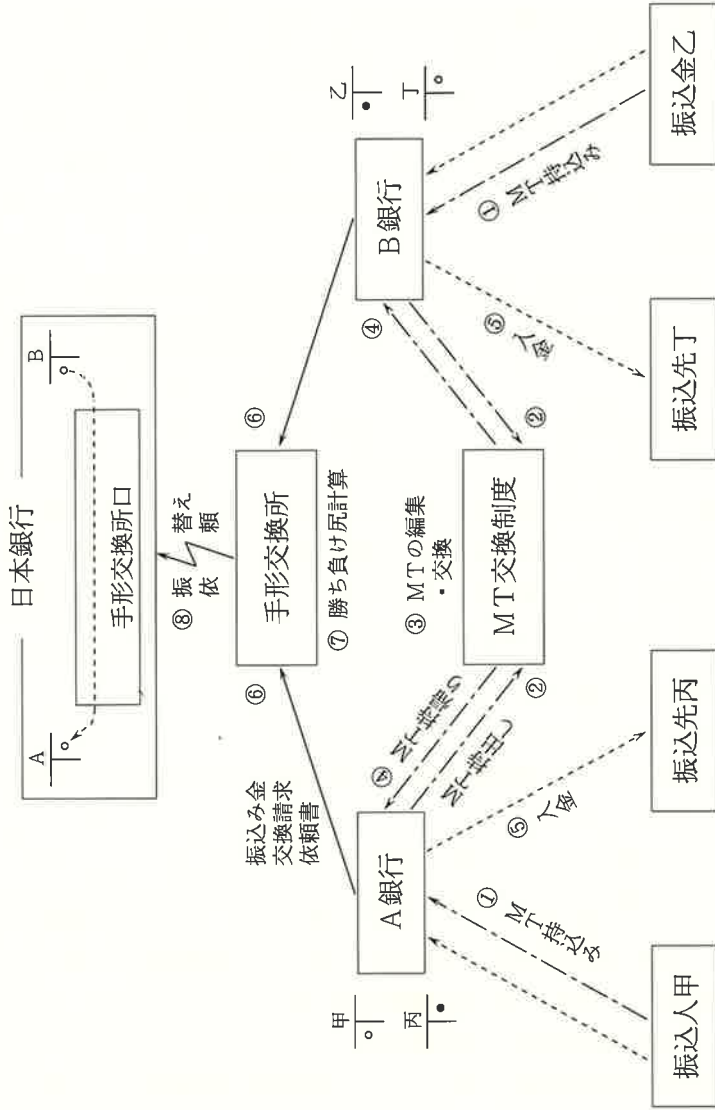
システム・リスクに対するセキュリティ対策として、取引停止処分制度がある。この制度は、小切手・手形の支払い義務者が資金不足や取引なし等の事由により、手形決済を履行できなかった場合に罰則措置を採る制度である。罰則措置は2段階になっている。(i) 不渡り手形を出した振出し人の氏名・住所が、その手形が持ち込まれた手形交換所が発表する不渡り報告に掲載される。(ii) 同一手形交換所で6ヵ月間に2回不渡りを出した支払い義務者に対しては、当該手形交換所の参加金融機関が当座預金および貸出しの取引を2年間停止する。

〈b〉銀行協会磁気テープ交換制度

この制度は、銀行間で支払い指図手段（振込み情報）を多角的にかつ集中的に交換する仕組み——メッセージ交換の仕組み——であり、資金交換を行うものではない。資金決済は手形交換制度——振込み金交換請求依頼書の交換——を利用して行われる。しかしながら、後で説明するように、メッセージ交換は銀行の決済機能を構成する3要素のうちの1つであるから、決済システムを広くとらえるとその中に含まれる。この制度の仕組みを概説しよう（図6参照）。

仕向け金融機関は振込み指定日の一定日前に大量の振込みデータが記録された磁気テープ（MT, magnetic tape）やフロッピー・ディスク（FD, floppy disk）を銀行協会に持ち込む。銀行協会は持ち込まれた多数のMTやFDをコンピュータにかけ、被仕向け金融機関ごとに分類、編集して持帰り用MTやFD

図6 MT交換制度と銀行間決済



に記録する。被仕向け金融機関はこのMTやFDを持ち帰り、自行のコンピュータにかけて受取り人口座に入金する。

① MT交換制度は昭和48年11月に開始された。大量の振込み事務を迅速に処理できるので、次のような振込みに利用されている。①株式配当金振込み（昭和48年11月以降）、②給与振込み（昭和50年10月以降）…民間の給与振込み、国家公務員給与振込み、地方公務員給与振込み、③年金・給付金振込み（昭和53年3月以降）…年金保険給付金、医療保険給付金の振込み、④貸付信託収益配当金振込み。

② この制度は東京と大阪の銀行協会で手形交換所の付随業務として実施されている。東京銀行協会では、平成4年末に118金融機関が参加している。

〈c〉文書交換制度

文書交換制度とは、手形交換所に参加している銀行間で各種の業務上の文書を効率的に交換する目的で実施されている制度である。一般文書交換と指定文書交換がある。一般文書交換とは、各種の業務上の通知ないし連絡のための文書交換であり、指定文書交換とは資金決済を伴う各種の振込み票の交換である。以下では、決済と直接関わる指定文書交換について、その概要を述べる。

① 指定文書の種類

交換される指定文書には次のものがある。

- (i) 交換振込み票…内国為替制度の交換振込みにおいて銀行間で授受される振込み票。
- (ii) 国庫金振込み票、公金振込み票。
- (iii) 代理事務関係の振込み票…株式配当金振込み、貸付信託収益配当金振込み、年金信託契約の年金・一時金給付金振込み、年金保険の年金・一時金給付金振込み、保険給付金・診療報酬の振込み。
- (iv) その他…給与振込みの振込票など。

振込み票には資金決済のための「振込み金交換請求依頼書」等が添付されている。

② この制度は内国為替制度の一環をなしており、銀行間で決済情報（振込

わが国の決済システムの現状と変化（中）

み情報）を多角的かつ集中的に処理するものである。しかし、資金決済を行う制度ではない。資金決済は手形交換制度を利用して行われる。MT交換制度と同じく、指定文書交換制度はメッセージ交換制度である。交換制度とそれに伴うインターバンクの資金決済制度の仕組みは、MT交換制度の場合と同じである（図6を参照）。

③ この制度は昭和41年7月に東京手形交換所で初めて実施されて以来、各地の手形交換所に採り入れられた。

〈d〉内国為替決済制度（テレ為替，MTデータ伝送）—全銀システム—

わが国の内国為替決済制度は、現在4つの振込み方式で実施されている（図表13を参照）。

図表13 内国為替決済制度と4つの振込み方式

為替種類	方式	顧客間決済		インターバンク決済		決済方式
		振込み方式	メッセージ交換	メッセージ交換	決済勘定	
テレ為替	オンライン振込み	全銀システム	全銀システム	為替決済預かり金勘定	エレクトロニックベース	
文書為替	MTデータ伝送					
		メール振込み	現物郵送		ペーパーベースとエレクトロニックベース	
	交換振込み	文書交換	手形交換所	日銀当座預金(手形交換所口)		

4つの中では、全銀システム（全国銀行データ通信システム）を利用するテレ為替および文書為替（MTデータ伝送扱い）が圧倒的な重要性をもっている。全銀システムの仕組みについて説明する前に、内国為替決済制度の変遷についてみてみよう。

(a) 内国為替決済制度の変遷

わが国における内国為替決済制度は以下のような変遷をたどった。

① 為替尻付替え制度（昭和18年8月1日以前）

対他行為替貸借を3銀行間で直接に決済する方式——三者間集中決済制度——

であり、為替業務上の手続きが煩瑣で熟練を要した。

② 内国為替集中決済制度（昭和18年8月2日～31年5月14日）

銀行間の対他行為替貸借を日銀本支店（決済店）間の資金貸借に転化して、日銀本支店間で帳簿上の付替えを行って決済する方式——多角的集中決済制度——である。銀行は母店を設け、特定の日銀本支店を決済店として母店名義で為替資金口座を設ける。銀行の各店舗で行った為替取引は母店に集中される。為替資金支払いの銀行の母店Xは、為替内訳書を作成して決済店Aに対して為替資金口座への入金を請求し、為替資金受入れの銀行の母店Yは決済店Bにある為替資金口座に資金手当てを行う。決済店Aは入金記帳を行い、決済店Bは引落とし記帳を行う。

③ 為替交換決済制度（昭和31年5月15日～33年6月24日）

日本銀行の本支店——決済店という——の所在地にある各金融機関店舗がそれぞれ母店となる。被仕向け銀行（支払い銀行）店舗がその為替貸しについて為替内訳書を作成して、これを母店に集中する。母店はこれを為替交換に持ち出す。為替交換室では為替内訳書を相互に交換し、仕向け銀行（受取り銀行）の母店が持ち帰る。各母店は為替交換における持出し額と持帰り額との差額（為替交換尻）を決済店にある為替決済預かり金口座へ為替交換の翌営業日に入金あるいは引落としを行う。為替交換室で決済できない隔地分については為替交換室相互間で為替内訳書を作成して、これに基づき決済される。

④ 為替決済制度（昭和33年6月25日以降）

これが現行の制度であり、次のように機械化が進んできた。

(i) 昭和43年7月1日、地銀システム（全国地方銀行データ通信システム）が稼働した。これにより対他行為替業務——換言すれば、顧客間の資金決済——はオンライン処理されるようになった。しかし、為替決済は依然として為替内訳書によっていた。つまり、銀行間の支払い指図手段（為替通知）の伝達・処理はエレクトロニックベースで行われ、銀行間の資金決済はペーパーベースで行われた。

(ii) 昭和48年4月9日、全銀システムが稼働した。これによって、支払い指図手段の伝達・処理および銀行間の資金決済の両方がエレクトロニックベース

で行われるようになった。為替通知等のオンライン処理によって、通知が迅速化し正確化した。全銀システム稼働以前には、為替通知の送達手段として、郵便、電報、テレタイプ、テレックス（加入電信）などが使用されていた。為替決済も全銀システムで行うようになったので、全国27ヶ所の為替交換室は廃止された。

(iii) 昭和63年10月、全銀システムに新たにMTデータ伝送が導入された。

(b) 全銀システム²¹⁾

全銀システムとは、内国為替業務を営む金融機関相互間に生じた対他行為替貸借を、日本銀行と制度参加行との相対貸借——債権あるいは債務——に転化し、これを個別銀行ごとに日銀にある為替決済預かり金口座から引落とし入金を行うことによって多角的かつ集中的に一括して決済しようとする制度である。全銀システムを用いた内国為替決済制度の仕組みは、図7で示されている。

このシステムの特徴は次の通りである。

① 代行決済制度

全銀システムの加盟金融機関は、平成6年3月末現在、3,935機関、45,130店舗である。昭和54年2月から、代行決済制度が実施されている。日本銀行と為替決済取引のない金融機関——信用金庫、信用組合、労働金庫の一部、信用農協連合会、信用漁協連合会——は、上部の金融機関——全信連、全信組、労金連、農林中金——に委託して対他行為替貸借の決済を行っている。

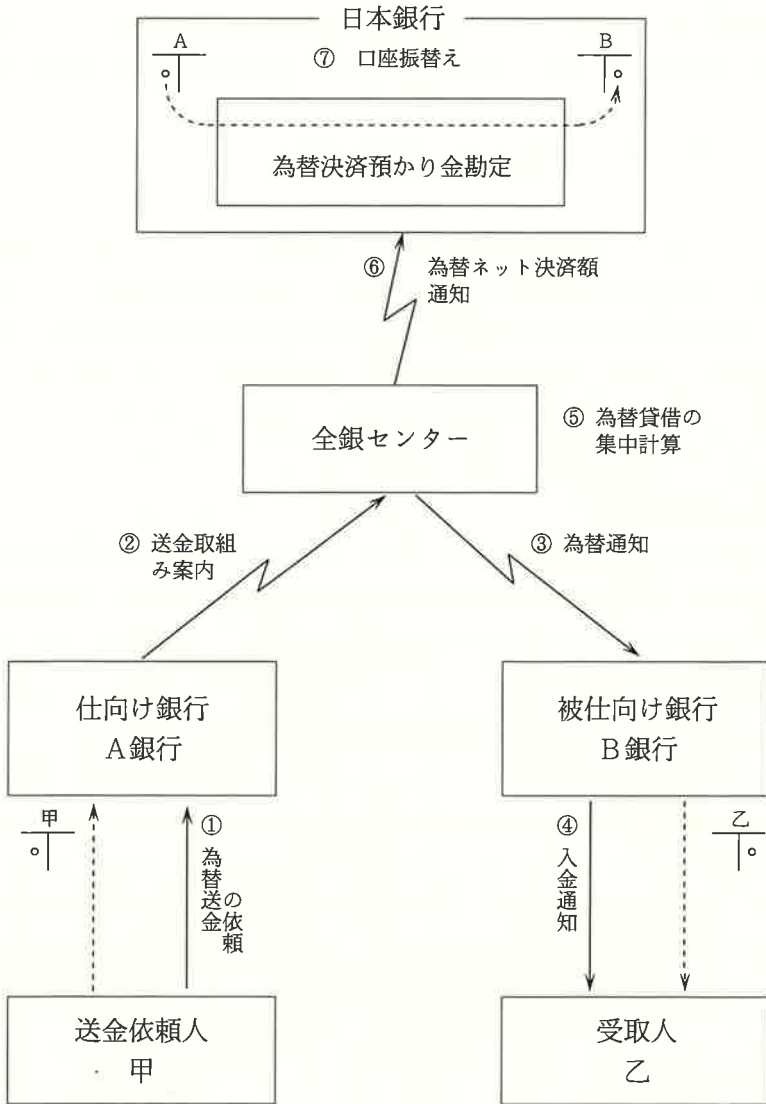
② 全銀システムの利用においては、小口決済が大宗を占めている。近年は、大口の金融市場取引にかかわる決済の一部が全銀システムを利用して行われるようになってきた。

③ 全銀システムは完全なエレクトロニックベースの決済システムである。銀行が顧客から支払い指図を受けてからは、銀行による為替通知の発信、受信および処理、そして顧客間および銀行間の資金移動がすべて電子信号で行われる。

④ システム・リスク対策

21) 全銀システム、内国為替決済制度については、日沖・松本・西尾〔41〕が詳しい。

図7 内国為替決済制度（全銀システム）の仕組み



わが国の決済システムの現状と変化（中）

全銀システムでは、被仕向け銀行の受取人の口座に為替金額が入金された時点で資金は受取人に解放される（即時決済）から、被仕向け銀行は資金解放時点から銀行間決済時点（当日午後5時）まで未決済債権残高をもつことになる。つまり、被仕向け銀行は決済リスクに曝されているわけで、システム・リスクの可能性が全銀システムに内包されている。そのシステム・リスクの発現を抑制するための対策として、次の制度がある。

㊤日本銀行による立替払い制度

ある銀行が支払い不能を起こした場合、その未決済金額を日本銀行が一時的に立替払いを行い、その日の為替決済を完了させる制度。この制度によって、全銀システムによる内国為替決済はファイナリティを与えられることになる。

㊦日本銀行への担保差入れ制度

日本銀行は立替払い制度によって決済リスク（信用リスク）を負うことになるが、そのリスク負担軽減のために加盟銀行は一定額の担保を日本銀行に差し入れることになっている。日本銀行は支払い不能を起こした銀行の担保を自由に処分することができるから、未決済金額がその差入れ担保額以下の場合には、日本銀行のリスク負担は解消される。差し入れる担保の基準額は、

- (i) 1993年12月以前には、「前年の1営業日当たり平均仕向け金額（引落とし金額）」を基に定められていたが、
- (ii) 1994年1月以降は、「仕向け超過限度額」を基準に定めることになった。

具体的には、仕向け超過限度額の一定割合——1994年度末までは35%、1995年度以降は50%——以上を差入れ担保額とする。また、仕向け超過額が差入れ担保額を超過した場合には、新たに追加担保を差し入れるという規定が加わった。

㊧日銀に対する共同責任制度

未決済金額がその支払い不能を引き起こした加盟銀行の差入れ担保額を上回る場合には、加盟銀行全体が日本銀行に対して共同して責任を負うことになっている。加盟銀行の負担割合は、各行が日本銀行に差し入れている担保額の割合による。未決済金額が全加盟銀行の差入れ担保総額を超過する場合には、各行は自らの資産でもって日本銀行に対してその超過額を弁済する義務がある。

この制度によって、未決済金額が加盟銀行全体でも負担し得ない程の巨額な決済リスクでない限り、日本銀行は立替払いによる信用リスクを回避することができる。

④仕向け超過額管理制度

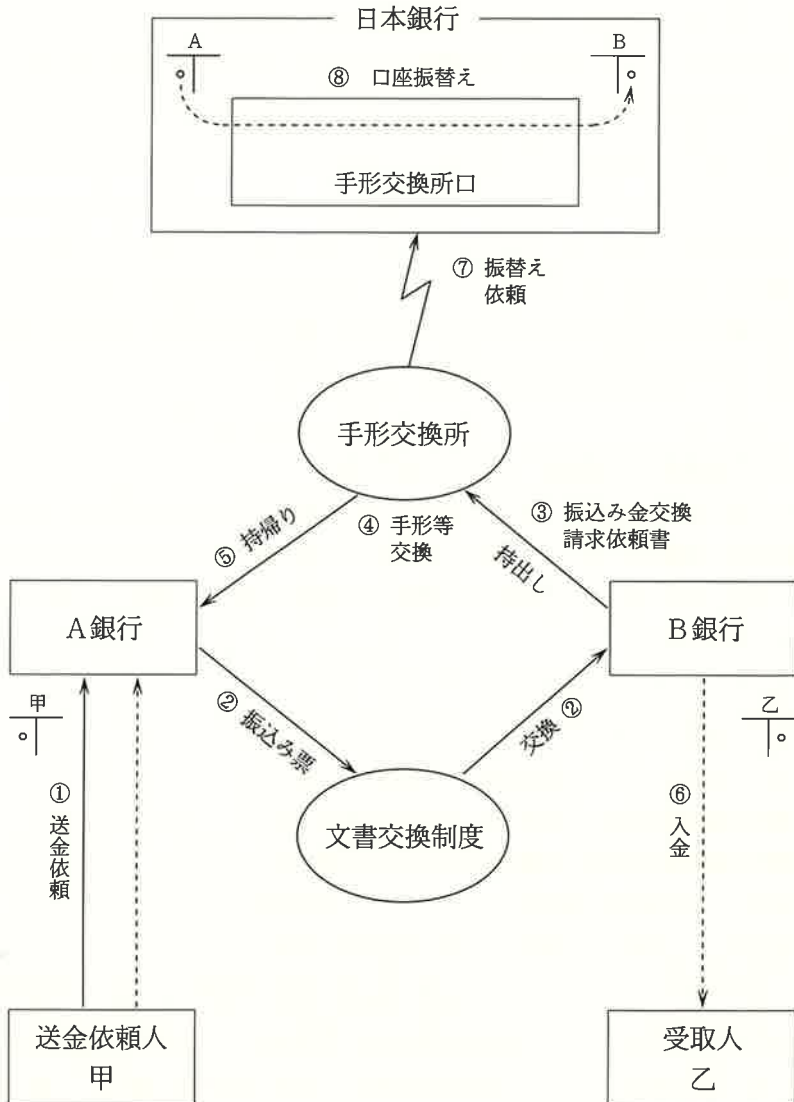
システム・リスクの事前的な防止対策として、1990年7月2日に導入されたものである。未決済残高の累積は、拙稿〔38〕の6で説明したように、システム・リスクを増大させる。未決済残高の増大を事前に防止するために、各加盟銀行が他の加盟銀行全体に対して負う純債務額——つまり、債務総額から債権総額を差し引いた金額——の限度額を設定して、これを管理していこうという趣旨で導入されたのがこの制度である。²²⁾ 仕向け超過額とは各銀行の仕向け額総額（支払い総額）と被仕向け額総額（受取り総額）との差額のことであり、その差額（純支払い額）を予め決められた限度額以内に納めるために、オンライン処理およびオフライン処理で管理しようするのが本制度である。仕向け超過額の限度額の設定は、(i) 1993年12月以前には、前年の一営業日当り平均仕向け額を基準に一定倍率を乗じる機械的な方式によっていた。平均仕向け額の5倍を警告額、10倍を限度額とする。(ii) ところが、1994年1月17日から、自己責任原則の考え方に移行し、限度額を各加盟銀行の申告する額とし、その限度額の一定割合を警告額とすることに変わった。警告額は1994年度末までは限度額の35%、1995年度以降はその50%とされている。

⑤同時決済への移行

顧客間の資金決済は即時決済であり、受取り人は被仕向け銀行の入金処理後、直ちに資金を入手できる。つまり、入金の時点で受取り人の資金入手は完了し、取消し不能となる——これは受取り完了性 (receiver finality) と呼ばれる。これに対して、銀行の資金決済は昭和49年4月から翌日決済（翌日午後3時）となっていたが、平成5年3月22日以降、同日決済（同日午後5時）に切り換えられた。

22) この方式は「支払人ネット負債限度額 (sender net debit cap) 方式と呼ばれるものである。これとは対照的に、各加盟銀行の与信限度額を相手銀行ごとに相対で設定する「相対ネット与信限度額 (bilateral net credit line)」方式もある。

図8 交換振込みによる内国為替決済の仕組み



〈e〉内国為替決済制度（交換振込み、メール振込み）

文書為替の場合には、テレ為替の場合と異なり、ペーパーベースとエレクトロニックベースの共同した決済システムになっている。

文書為替には、① 仕向け金融機関から被仕向け金融機関へ郵送を利用して振込み票の授受を行う「メール振込み」、② 手形交換所における指定文書交換制度を利用して振込み票を授受する「交換振込み」、③ 振込み票の内容を銀行のコンピュータでデータ処理し、全銀システムのオンライン・ネットワークで相手銀行に送信する「MTデータ伝送（M伝）」の3つがある。銀行間資金決済については、メール振込みおよびMTデータ伝送の場合には全銀システムを利用するが、交換振込みの場合には手形交換所を利用する。図8は交換振込みによる内国為替決済制度の仕組みを示している。

〈f〉外国為替円決済制度（外為円決済制度）

外為円決済制度とは、外国為替関連の円資金決済にかかる参加銀行の支払い指図手段の交換を行い、その受取り額と支払い額を多角的かつ集中的に計算し、その差額（外為交換戻）を日銀当座預金（外国為替円交換室勘定）を通じて決済する制度である。

外国為替関連の円資金決済のパターンとしては、

- ㉑国内の債権者が海外の債務者から円資金を送金される、
 - ㉒国内の債権者が海外の債務者から円資金を取立てる、
 - ㉓国内の債務者が海外の債権者へ円資金を送金する、
 - ㉔国内の債務者が海外の債権者から円資金を取り立てられる、
 - ㉕国内にいる債権者と債務者が国内で円資金を決済する、
 - ㉖外国にいる債権者と債務者が国内で円資金を決済する、
- の6通りが考えられる。㉑、㉒は日本の輸出、証券（円建て）売却、円資金融資の償還などの取引だが、外為円決済制度を利用するのは㉑のケースであり、㉒のケースでは少ない。㉓、㉔は日本の輸入、証券（円建て）購入、円資金融資などの取引だが、㉔のケースにおいて外為円決済制度を利用することが多く、㉓のケースでは珍しい。㉕は東京外為市場で円貨と外貨が取引されたケース、

①は外国で円貨と外貨が取引されたケースである。原則として、円貨の受渡しは日本で行い、外貨の受渡しはその発行国で行うことになっている。

(1) 外為円決済制度の仕組み

②の円建て送金（被仕向け）のケースにおける外為円決済制度の仕組みが、図9に表されている。海外にいる支払い人甲は取引銀行Xに送金依頼を行う。銀行Xは甲の預金口座から支払い金額を引き落とし、テレックスあるいはSWIFTを使って日本にあるコルレス銀行A——Xの東京支店がある場合には、その支店——に送金を依頼する。銀行A（仕向け銀行）はコルレス銀行Xの円預金口座——コルレス円預金口座という——から送金額を引き落とし、日銀ネット専用端末機を用いて支払い指図電文を入力する。その電文は被仕向け銀行Bに伝送され、銀行Bは受取り人乙の預金口座に振込み金額を入金すると同時に入金通知を乙へ発信する。日本銀行はこのようにして入力された多くの支払い指図の決済金額を集計して、日銀ネット参加行ごとに為替交換尻を算出し、日銀当座預金の外国為替円交換室勘定を通じて口座振替え決済を行う。

①のコルレス先円預金勘定の振替えの仕組みは、図10に示されている。説明は省く。

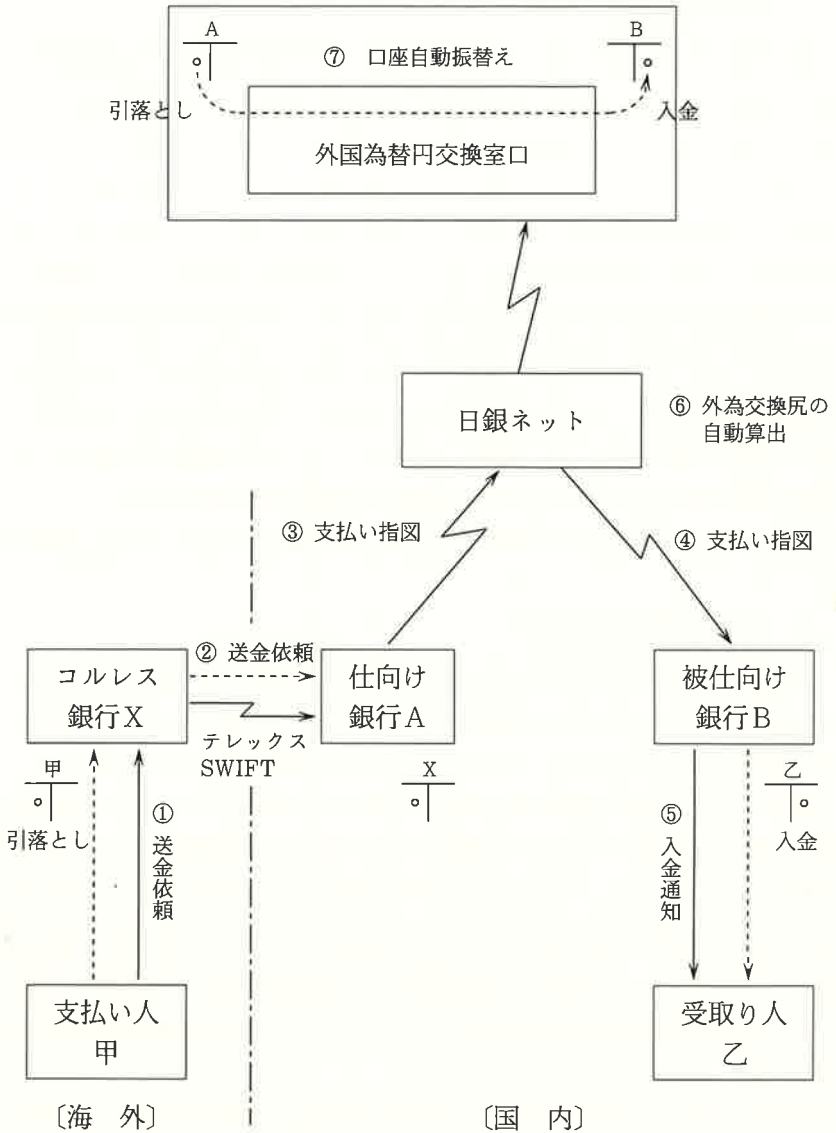
(2) 外為円決済制度の経緯

外為円決済制度の発足以前の外国為替に関わる円資金の決済制度は、支払い銀行が使送便により日銀小切手を受取り銀行へ届け、受取り銀行がそれを日本銀行に持ち込むという方式によるペーパーベースの個別決済方式であった。

1980年5月に外為円決済制度が発足し、次のように変わった。(i) 支払い銀行は受取り銀行宛での支払い指図証および支払い合計票を作成する。(ii) 加盟銀行はそれぞれ支払い指図証を東京手形交換所に持ち寄る。(iii) 手形交換所は支払い合計票の金額を計算して各行の交換尻を算出し、日本銀行へ振替え請求を行う。(iv) 日本銀行は各加盟銀行の当座預金の振替え処理を行い決済する。この方式は手形交換所を利用したペーパーベースの多角的集中決済方式であった。

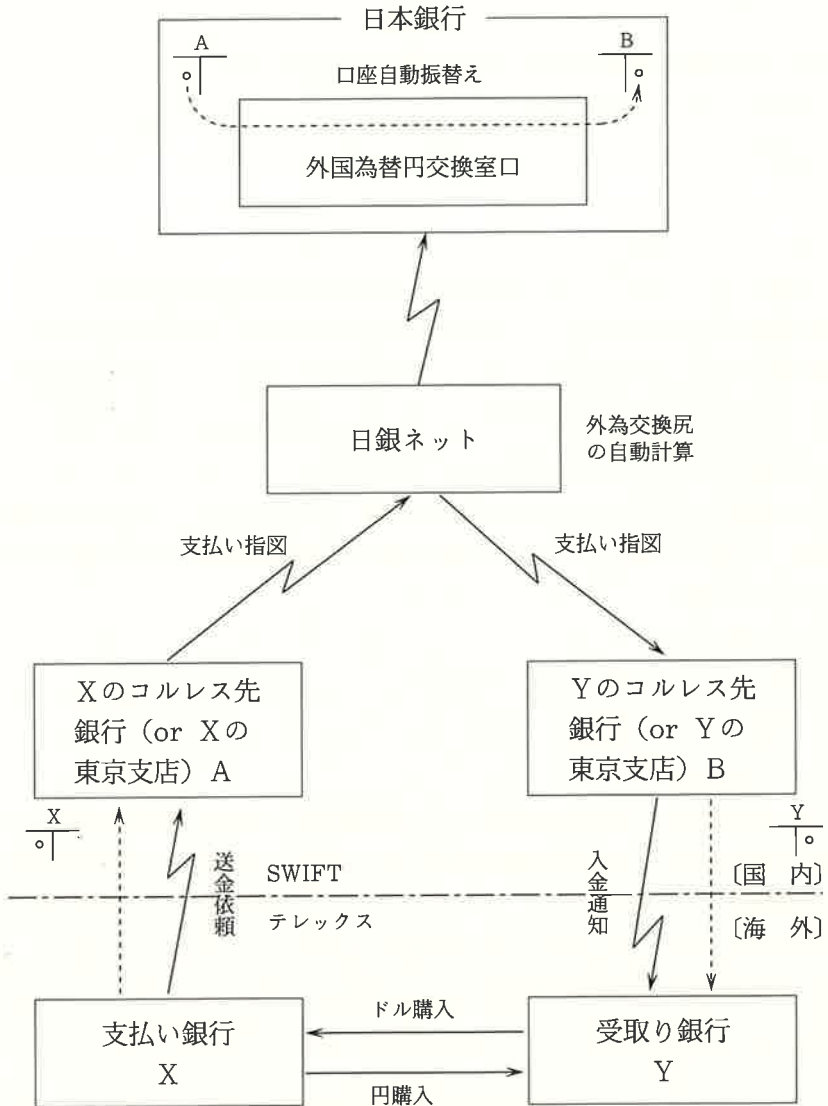
1989年3月から、現行の日銀ネット利用の外為円決済制度に移行した。現行の制度は、エレクトロニックベースの多角的集中決済方式であり、顧客間決済

図9 外為円決済制度の仕組み—円建て送金（被仕向け）のケース—



わが国の決済システムの現状と変化（中）

図10 外為円決済制度－コルレス先円勘定振替え－



および銀行間決済ともに、同日決済である。銀行間決済は午後3時の時点決済である。

〈g〉日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）

日銀ネット（日本銀行金融ネットワークシステム）は、日本銀行とその取引先金融機関との間の資金や国債の決済をオンライン・ネットワークを通じて処理するシステムである。

(1) システム構成

日銀ネットのシステムは、図11に示されている。日本銀行電算センター——本店電算情報局内に設置——と日銀本支店および日銀ネット参加金融機関との間が通信回線により接続されており、日銀本支店や日銀ネット参加金融機関から入力されたデータは電算センターでオンライン処理される。接続は日銀ネット専用端末機によるのが原則であるが、外為円決済システムについてはコンピュータとの接続も可能である。専用端末機を設置していない日銀ネット参加金融機関は、以前と同じように、日銀本支店の窓口で当座預金振替え依頼書等を提示することになる。

(2) 対象業務

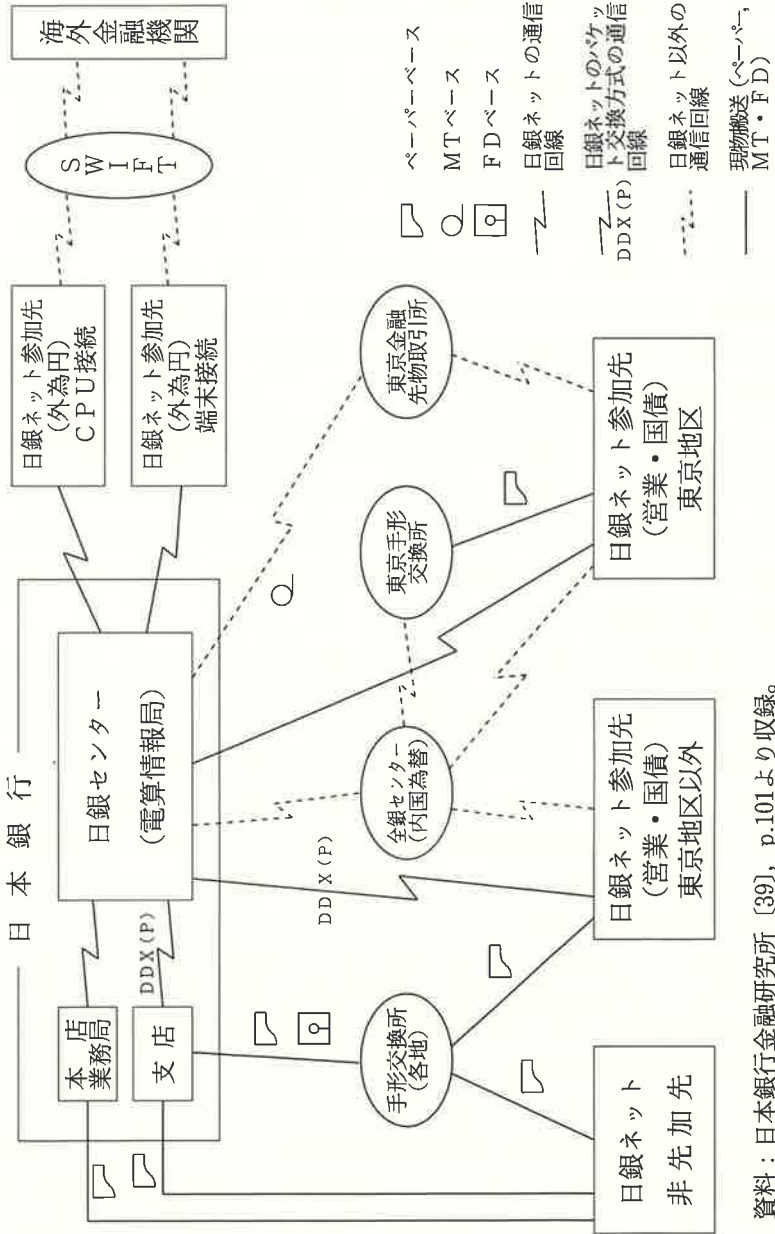
日銀ネット対象業務は、(a) 当座預金システム、(b) 外為円決済システム、(c) 国債システム、の3つに大別される。

(a) 当座預金システム

(i) 口座振替え…民間金融機関は、手形交換制度、内国為替決済制度²³⁾、外為円決済制度といった多角的集中決済制度にかかわるネット尻の資金決済を日銀当座預金の口座振替えによって行っているほか、短期金融市場や債券市場などにおける取引の資金決済も日銀当座預金の振替えによって行っている。日銀ネット参加金融機関は自己の専用端末機から入力することによって、支払い先の当座預金口座へ資金振替請求を行うことができる。

23) 為替決済時点において日銀当座預金から為替決済預かり金口座へ資金が振り替えられ、決済が終了したら逆に、為替決済預かり金口座から日銀当座預金へ資金が振り替えられる。このように為替決済預かり金口座はつねに残高がゼロとなっている。

図11 日銀ネットのネットワーク



資料：日本銀行金融研究所〔39〕，p.101より収録。

(ii) 逆引き為替…資金の受取り人が日銀ネットの端末機を操作して、支払い人の口座から自分の口座へ振替え（逆引きという）通知することができる。

(iii) 付記電文付き振替え…日銀ネットでは付記電文付き振替えも可能である。これは、図4で示したように、保険会社や証券会社などの金融機関相互の金融取引の直接的な個別決済に利用されている。付記電文付き振替えというのは、日銀ネット参加金融機関が振替え依頼を行うに際して、その顧客に関する情報（会社名、口座番号、決済事由、取引の種類など）を入金情報として受取り金融機関に伝達することを可能とした振替えで、この顧客情報の付記電文のおかげで、図4において生保Zと証券会社Yは日銀ネットを利用して直接的にかつ個別に決済ができるのである。

この他に、(iv) 国庫金関係事務、(v) 準備預金関係報告事務が当座預金関係事務としてある。日銀ネット参加先は日銀との間の各種国庫金——代理店預け金、歳入金等——の決済について、日銀ネットの端末機操作によって処理することができる。また、日銀ネット参加先は準備預金の所要準備額の報告を日銀ネットを利用して行うことができる。

なお、参加者は振替え依頼にあたって決済時点を指定できる。決済には、依頼後直ちに決済が行われる即時決済（リアルタイム決済）と時点決済がある。決済時点は、朝金（午前11時）、交換戻（午後1時）、3時（午後3時）、為決（午後5時）の4時点があり、希望する時点を入力により予約することもできる。日銀における当座預金取引の取扱い時間は、午前9時から午後5時までとなっている。当座預金システムは1988年10月から稼働している。

(b) 外為円決済システム

日銀ネットは外為円決済制度（昭和55年10月に発足）の①データ通信（メッセージ交換）および②資金決済を1989年3月から行っている。詳しくは、外為円決済制度を参照せよ。

(c) 国債システム

国債システムは1990年5月に稼働を開始した。このシステムによって国債流通市場における売買取引等に伴う国債の受渡し（国債決済）事務と入札事務がオンラインで処理される。国債代金の資金決済は日銀ネットの当座預金シス

わが国の決済システムの現状と変化（中）

テムを用いて行われていたが、1994年4月以降、国債受渡しシステムと当座預金受払いシステムとが接合され、国債と資金の同時決済（DVP、DAP）が実現された。²⁴⁾

※ 本稿は大阪経済法科大学研究奨励委員会の研究補助金を受けて執筆したものであることを記し、ここに感謝の意を表します。

参考文献（追加分）

- [38] 土橋敏光「わが国の決済システムの現状と変化（上）」経済学論集（大阪経法大），17（4），39-62，1994年3月。
- [39] 日本銀行金融研究所『新版 わが国の金融制度』日本信用調査，1995年4月。
- [40] 箕輪重則『日本の決済システム』経済法令研究会 1994年12月。
- [41] 日沖・松本・西尾『銀行実務総合講座 第4巻 内国為替・付随業務』金融財政事情研究会 昭和55年9月。
- [42] 宮地・柴崎・井上『銀行実務総合講座 第6巻 出納・手形交換』金融財政事情研究会 昭和55年5月。

24) 本稿で説明したもの以外の確立された決済制度として、郵便貯金・郵便振替え制度、CD・ATMオンライン・ネットワーク（MICS）、等がある。